

○農林水産省
環境省令第四号

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第二十一条の規定に基づき、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年七月三十日

農林水産大臣 野上浩太郎

環境大臣 小泉進次郎

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則（平成十七年農林水産省令第四二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるものによ

うに改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

| 改正後 | | 改正前 | |
|-------------------------------|---|-------------------------------|---|
| 別表第一 未判定外来生物となる外来生物 (第二十八条関係) | | 別表第一 未判定外来生物となる外来生物 (第二十八条関係) | |
| 項 | 種名 | 項 | 種名 |
| 第一 動物界 | | 第一 動物界 | |
| 一 哺乳綱 | | 一 哺乳綱 | |
| イ カンガルー目 | | イ カンガルー目 | |
| | (略) | | (略) |
| (2) クスクス科 | | (2) クスクス科 | |
| 1 | クスクス科に属する種のうち <i>Spilocus maculatus</i> (アチクスクス) 及び <i>Trichosurus vulpecula</i> (ハクロギツネ) 以外のもの | 1 | クスクス科に属する種のうち <i>Trichosurus vulpecula</i> (ハクロギツネ) 以外のもの |
| | (略) | | (略) |

附 則

この省令は、令和三年八月十三日から施行する。